収入
印紙

契　約　書（案）

１　件　　名　　愛媛県養鶏研究所女子トイレ移設修繕
２　場　　所　　愛媛県西条市福成寺乙 159
３　期　　間　　着工　　令和７年 10 月 17 日（金）
　　完成　　令和８年２月 27 日（金）
４　契 約 金 額　　￥　　円
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　円）
５　契約保証金

上記について、愛媛県農林水産研究所長　森貞　雅博（以下「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）
第１条　乙は、別添の仕様書及び設計書により日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
２　この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。
（権利義務の譲渡等）
第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。
（検査及び引渡し）
第３条　乙は、修繕が完了したときは、直ちにその旨を書面により甲に通知しなければならない。
２　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。
３　乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して、異議を申し立てることができない。
４　甲は第２項の規定による検査によって修繕の完了を確認した後、乙が目的物の引き渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引き渡しを受けなければならない。
５　乙は、第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

（代金の支払）

第４条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

３　甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙に返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

（支払及び検査の遅延）

第５条　甲は、その責めに帰すべき事由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。）第８条第１項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

２　甲は、その責めに帰すべき事由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（以下、次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

３　遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ、第１項の規定に準じて計算して得た金額を乙に支払うものとする。

（契約保証金の返還等）

第６条　乙は、契約保証金を納付している場合において、第３条の規定により目的物を引き渡したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

３　契約保証金には、利息を付さないものとする。

（※愛媛県会計規則第 154 条を適用する場合は、第６条全文を削除し、第７条以降を１条ずつ繰り上げ、また、第 11 条第３項を削除し同条第４項を第３項に修正する。）

（事情変更）

第７条　契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

（損害の賠償）

第８条　乙は、その責めに帰すべき理由により、修繕業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害による必要経費の負担）

第９条　修繕の実施にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害を生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

（契約不適合責任）

第１０条　甲は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴ 履行の追完が不能であるとき。

⑵ 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶ 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷ 前３号に掲げる場合のほか、甲がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（甲の解除権）

第１１条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴ 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

⑵ 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

⑶ 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有

すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年３月26日条例第24号。）第２条第３号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）と認められるとき。

⑷ 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑸ 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

⑹ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑺ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑻ 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の４までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

⑼ 第13条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

３ 第１項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

４ 乙は、第１項又は第２項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った

損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第１２条　乙は、契約保証金の納付がなく、前条第１項又は第２項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の１を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年３％の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

第１３条　乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（契約不適合責任期間等）

第１４条　甲は、引き渡された目的物に関し、第３条第４項の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害等の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　甲が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　甲は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　甲は、目的物の引き渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等

をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された目的物の契約不適合が甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第１５条　乙は、修繕の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（変更の届出）

第１６条　乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

（契約外の事項）

第１７条　この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、規則に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　住　所　愛媛県松山市上難波甲 311 番地
　　氏　名　愛媛県農林水産研究所長
　　森貞　雅博

乙　住　所
　　氏　名